

第22期第18回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年12月8日（金） 14:00

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

(1) 福岡県有明海区あんこう網漁業許可方針の改正について（協議） 資料1

(2) タイラギの資源状況について（報告） 資料2

(3) その他

資料 1

(22 期第 18 回有明漁調委)

(令和 5 年 12 月 8 日)

福岡県有明海区におけるあんこう網漁業許可方針改正について

令和 5 年 12 月 8 日

漁業調整係

○経緯

(条件の一部修正について)

- ・ 令和 5 年 9 月 1 日の漁業権切替において、漁業権者であった三里漁協の意向を受け、有共第 2 号は有共第 1 号に統合される形で免許された。
- ・ これに伴い、あんこう網漁業許可方針の条件中にある「有共第 2 号」という文言の削除が必要。

(新規許可について)

- ・ 当該漁業については、漁業者よりエツ、エビ、カニ等の小型個体を漁獲することが問題視されていることから、新規許可の要望があった際には、漁調委で許可の適否について協議を行っている。
- ・ しかし、現行の許可方針には上記の協議について規定が無いことから、新規許可要望があった際の漁業調整委員会への協議について規定する必要がある。

○改正案

(条件の一部修正について)

- ・ 条件の「有共第 2 号」に関する文言を削除する。

(新規許可について)

- ・ 新規着業者に対する措置を新たな条項として追加する。

→ 別紙案参照

福岡県有明海区あんこう網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

ただし、許可及び起業認可の相続以外の承継は認めないものとする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
8 隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

(5) 漁業時期

9月1日から翌年5月31日まで

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡有明海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

- (1) 有共第1号及び第2号共同漁業権漁場においては操業してはならない。
- (2) のり養殖時期は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場内においては操業してはならない。
- (3) 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。

※注意事項

夜間操業する場合は、船上に海上衝突予防法で定められた灯火を掲げなければならない。

4 申請書の添付書類

- (1) 操業計画書
- (2) 漁具図（完成図） ※新規着業者のみ
- (3) 誓約書 ※新規着業者のみ

5 新規着業者に対する措置

新規着業者に対する許可については、福岡県有明海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

~~5~~-6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和6年1月1日から施行する。

(条件の有共第2号に関する文言削除、新規着業者に対する措置の追加)

資料 2

(22期第18回有明漁調委)

(令和5年12月8日)

令和5年12月8日

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所

タイラギ生息状況調査結果について

福岡県海域のタイラギ生息状況

令和5年11月1日～4日に、福岡県海域58地点において、潜水器漁業者3分間潜水によるタイラギ生息状況調査を実施。

成貝・稚貝とも、全地点で確認なし。

【令和5年11月1～4日】



令和5年度11月の生息状況 (上:成貝 下:稚貝)

参考：令和4年度の結果

【令和4年11月7～10日】



【令和5年2月6～9日】

